

5.3 中間処理方法

〈廃石綿等〉

廃石綿等の中間処理は、特別管理産業廃棄物たる廃石綿等として埋立処分を行う場合を除き、溶融施設を用いて溶融する方法又は無害化処理の方法により行うものとする。

(参)令第6条の5第1項第2号ト、

平成18年環境省告示第103号(平成4年厚生省告示第194号)第13号

【解説】

1. 廃石綿等の中間処理は、溶融施設において石綿が検出されないよう溶融する方法又は無害化認定を受けた者が行う無害化処理の方法により行う。なお、これらの詳細については、「5.3.1 溶融処理」、「5.3.2 無害化処理」に示す。
(参)平成18年環境省告示第103号(平成4年厚生省告示第194号)第13号
2. 廃石綿等は、中間処理により特別管理産業廃棄物としての性格を失った場合に限り、普通の産業廃棄物(鉱さい)として収集運搬、再生、処分することができる。この場合、環境大臣が定めている中間処理の方法は溶融処理及び無害化処理のみである。
3. 廃石綿等は、特別管理産業廃棄物としての性格を失わない場合には、特別管理産業廃棄物の廃石綿等として処分する必要がある。固型化は石綿の飛散防止にはかなり有効であるが、特別管理産業廃棄物としての性格を失わせる方法とみなすことはできず、固型化を行った物であっても、上記1による中間処理、又は「第6章 最終処分」の方法により処分しなければならない。
4. 中間処理施設での廃石綿等の飛散を防止するため、排出現場でこん包した状態のまま処理することとし、やむを得ずプラスチック袋等を開封する場合は、飛散防止のための措置を講じるとともに開封後速やかに処理をしなければならない。
5. 溶融又は無害化処理施設の構造は、以下に示すものとする。
 - (1) 自重、積載荷重、その他の荷重、地震力、温度能力に対して構造耐力上安全であること。
 - (2) 廃石綿等の処理に十分な処理能力を有すること。
 - (3) 特別管理産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス・排水、施設において生ずる薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - (4) 特別管理産業廃棄物の飛散・流出、悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
 - (5) 著しい騒音・振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
 - (6) 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境の保全上支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
 - (7) 特別管理産業廃棄物の受入設備、処理された廃棄物の貯留設備は、施設の能力に応